令和７年度第１回富良野市中小企業振興促進審議会議事録　（　**要点筆記**　）

■日　時　２０２６年2月6日（金）１３：３０～１４：３０

■場　所　コンシェルジュフラノ　２階　大ホール

■出席者　１６人

・委　員　佐藤健治、中野義弘、大玉英史、結城研二、吉田幸生、水間英文、福井早苗
永吉大介、関野孝子、西川斐子　　※欠席者：鷲田宏治

・事務局　市長　北猛俊、経済部長　本田寛康、商工観光課長　石出訓義、
商工労働係長　桑島　洋、商工労働係主査　上堀義文、商工労働係　浦祐太

■傍聴人　０人

■顛　末

１．開会

・事務局より、委員 11 人中 10 名の出席により富良野市中小企業振興条例施行規則第 17 条の規定に基づき会議成立していることを報告。

２．辞令交付

・北市長より辞令交付。

・今回委員改選に伴い全員に辞令交付を行う。

３．市長挨拶

・委員の皆様には、ご理解をいただき、中小企業促進審議会委員としてご承諾をいただいたこと、さらには、各企業の振興・発展はもとより、富良野市の産業振興と生活を支えてくれていることに対し御礼申し上げる。

・近年、地域経済を取り巻く環境は大きく変化してきている。人手不足、原材料価格の高騰、そしてデジタル化への対応など、中小企業を取り巻く環境は一層複雑化しいる。

・一方で、富良野市には観光、農業、教育、ものづくりなど多様な地域資源と高い技術力を持つ事業者の皆様が集まっており、新たな挑戦や連携の可能性もある。

・富良野市の産業構造をみると、観光、農業、そして諸工業が本市の地域経済を支える三大産業となっており、令和 7 年度の観光見込み客数は、コロナ禍前の水準に近い 200 万人に迫っている。農業分野では、メロン、玉ねぎ、小麦などの基幹産業に加え、ワイン用ブドウの質も元気に恵まれ向上してきている。そうした効果も含めて、ブランド価値向上にも寄与しているところ。

・一方で、市内の中小企業の約 7 割が従業員 20 名以下の小規模事業者。人手不足や事業承継、原材料価格の高騰など、依然として多くの課題を抱えているのが現状。製造業や建設業では、技能人材の確保が喫緊の課題となっており、地域全体での支援体制の強化が求められている。

・本日の審議会では、令和 7 年度の事業報告に加え、これらの課題に対する今後の支援策について、皆様から率直なご意見を頂戴したい。

・地域の実情を知る皆様方のご意見、この富良野の産業政策をより実効性のあるものにしていける、そういった力になるというふうにも感じている。本市としても、事業者の皆様が持続的に成長し、地域全体が活力を維持しながら登場できるように、引き続き政策の充実に努めてまいります。

４．会長選出

・委員からの推薦等がなかったことから、事務局案として、佐藤委員を提案。

・全会一致で承認。

5．報告

・事務局報告　⑴　人材確保対策に係る各事業の実施状況
　　⑵　令和 7 年度中小企業振興総合補助金の執行状況について
　　⑶　物価高騰対策中小企業振興パワーアップ補助金について

・質疑無し

6．議事

・事務局より各種改正内容（別紙）を説明した後、審議。

（1）「採用活動支援事業」の拡充について

吉田委員	Q.「採用活動支援事業」の拡充について。スポットワークは対象とするのか？ A．対象としない。あくまでも正社員の採用に係る成功報酬に対する補助と考える。
永吉委員	Q．例えば管理職を採用する場合など、高額な手数料、成功報酬が必要になる場合がある。どのような対応になるのか？ A．予算の範囲内で対象とする。補助上限額の範囲内で、成功報酬の一部として対象となる。業種は特に全業種。上限は通常のものだと対象経費 2 分の 1 以内で上限が 20 万。パワーアップ事業を活用すると対象経費の 4 分の 3 で上限額を 40 万としている。
西川委員	Q．最初にスポットワークで採用し、その後、正社員として採用につながった場合はどうなるか？ A．スポットワークで採用したときには経費は発生するが、それは対象外。あくまでも正社員として改めて採用するとき発生する成功報酬に対して、限度額の範囲内で補助する。
福井委員	Q．制度内容の見直しの中で「人材紹介業者等の利用による、企業認知拡大・・・」とあるが、これは、年間を通じて人材紹介業者に支払う採用広告等の経費も含むという理解につながるがいかがか？ A．あくまでも正社員の採用に係る成功報酬に対する補助と考える。
佐藤会長	Q．「企業認知拡大と雇用促進となる事業」の表現がわかりづらい。ここを修正できないか？ A．文言を整理し、「企業認知拡大」を削除する。

（2）「新規創業応援事業」の補助金返還について

佐藤会長	Q．ニセコなどは冬のみ営業する店舗もあるが、この様な営業形態の店舗も対象となるか？また、商工会議所や商工会の会員外でも対象となるか？ A．補助対象とする条件に、通年営業を条件としている。商工会議所や商工会の会員外でも、条件に合えば対象としている。

（3）「店舗等新築改修費補助金」の拡充について

・質疑無し

7．その他

・事務局より　～　今後、補助金要綱・手引きの文言を整理し、令和 8 年度のパンフレットを作成し、4 月・5 月くらいで、商工会議所・商工会と協力し説明会を開催する予定。

8．閉会

・本日の審議内容は以上。諮問案件については、一部文言を修正することで答申とする。